

その開発行為  
許可を受けていますか？



1ヘクタール以上の土地の形質の変更を伴う特定の開発行為を行う場合は、**知事の許可を受けなければなりません。**

無許可等の違反をして開発行為を行った者は、原状回復等の監督処分のほか、拘禁刑や罰金の処罰を受ける場合があります。

## 特定の開発行為とは？

北海道自然環境等保全条例で定める、**1団の土地において1ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更が行われる行為**をいいます。

- ・ 1団の土地：開発する区域の土地の利用目的、物理的形状等からみて一体と認められる土地の区域
- ・ 土地の形質の変更：切土、盛土、整地又はかき起こし等により土地に対して物理力を行使する行為
- ・ 特定の開発行為をする土地の区域には、残置する樹林帯、保安用地などを含みます

## 対象となる開発行為

- ・ スキー場の建設 
- ・ キャンプ場の建設
- ・ 乗馬場の建設
- ・ 射撃場・アーチェリー場の建設
- ・ 車両競争場・モトクロス場の建設
- ・ 資材置場の造成
- ・ 工場用地の造成
- ・ 土石の採取

## 必ず事前相談を！

事業計画によっては、特定の開発行為に該当する可能性があります。

開発行為を行おうとするときは、あらかじめ事業計画の内容、許可申請手続きの方法などについて、以下のお問い合わせ先に相談してください。

## お問い合わせ 開発行為地を管轄する(総合)振興局の環境生活課地域環境係

空知総合振興局	0126-20-0041	上川総合振興局	0166-46-5920
石狩振興局	011-204-5822	留萌振興局	0164-42-8432
後志総合振興局	0136-23-1352	宗谷総合振興局	0162-33-2920
胆振総合振興局	0143-24-9575	林-檜総合振興局	0152-41-0629
日高振興局	0146-22-9252	十勝総合振興局	0155-26-9027
渡島総合振興局	0138-47-9437	釧路総合振興局	0154-43-9152
檜山振興局	0139-52-6492	根室振興局	0153-23-6820

※ 他法令の許可や届出等についても必ず確認してください。



北海道のホームページ

北海道 環境生活部 環境保全局 環境政策課 環境影響審査係  
(Tel)011-204-5981(直通)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/tokkai/tokkai.html>

北海道 特定の開発行為

検索